



福岡医発第 2622 号 (地)
令和 3 年 12 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり情報提供がありました。

本改正は、現在、紙で発行している予防接種証明書について、申請者に対して、電子交付する規定を創設するものです。併せて、海外渡航その他の事情による申請に限定せず、予防接種証明書を発行できることとされています。

なお、本改正は令和 3 年 12 月 20 日 (月) より施行されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

(参考)

新型コロナワクチン接種証明書発行手続第 4 回自治体向け説明会資料

(令和 3 年 11 月 24 日 (水))

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22401.html

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ441F)

令和3年12月9日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正は、現在、紙で発行している予防接種証明書について、申請者に対して、電子交付する規定を創設するものです。併せて、海外渡航その他の事情による申請に限定せず、予防接種証明書を発行できることとされております。

なお、本改正は令和3年12月20日（月）より施行されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

(参考)

新型コロナワクチン接種証明書発行手続 第4回自治体向け説明会 資料(令和3年11月24日(水))

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22401.html

健 発 1208 第 2 号
令 和 3 年 12 月 8 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第190号）が本日、別紙のとおり公布され、本年12月20日（月）に施行されます。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



健 発 1208 第 1 号
令 和 3 年 12 月 8 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第190号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- ・ 現在、紙で発行している予防接種証明書について、申請者に対して、電子情報処理組織を使用して電子交付する規定を創設する。
- ・ 予防接種証明書の電子交付の実現に伴い、同証明書を活用する際の利便性を向上させるため、海外渡航その他の事情による申請に限定せず、予防接種証明書を発行することとする。

第二 施行期日

令和3年12月20日（月）

○厚生労働省令第百九十号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種法施行規則の一部を改正する省令
予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。 2 （略） 3 予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。 一 被接種者の氏名及び生年月日その他予防接種証明書の利用に関し必要な事項 二 被接種者が予防接種を受けた期日及び国 三 予防接種に使用されたワクチンの種類及び製造販売業者の名称 四 接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項 五 予防接種証明書の発行者、識別番号及び発行年月日	附 則 第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、海外渡航その他の事情により、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。 2 （略） （新設）

附 則
この省令は、令和三年十二月二十日から施行する。